

令和 8 年度 新規狩猟免許取得者の皆様へ

狩猟者登録のご案内

狩猟期(11 月 15 日～2 月 15 日)に狩猟を行う場合は、

狩猟免許の取得に加えて狩猟者登録が必要となります。

狩猟者登録をして、ハンターへの第一歩を踏み出しませんか？

1 受付期間

◇10 月上旬から（住所地を管轄する農林(水産)振興事務所へご確認ください。）

- ・遅れて申請書が到着したものについては、11 月 15 日の狩猟期開始までに狩猟者登録証の交付ができない場合があります。また、書類に不備がある場合、登録証の発行が遅れることがありますのでご了承ください。
- ・登録証の発行まで 2 週間程度かかる場合がありますので、余裕を持って提出してください。即日発行はできません。

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書

- ・申請書様式は兵庫県ホームページでダウンロードできます。
※申請書 1 枚で、複数種登録申請が可能です。

(2) 写真 2 枚

- ・大きさ縦 3.0cm 横 2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景もの
- ・1 枚は申請書の所定の欄に貼付し、もう 1 枚はクリップ止め

(3) 次のいずれかの証明書(いずれも当該年度のものに限り)

- ・一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書
- ・3 千万円以上の損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書

(4) ツキノワグマ錯誤捕獲対応にかかる**承諾書** ※**わな猟**登録予定の方のみ提出

(5) ツキノワグマ狩猟にかかる**意向確認書** ※**第一種銃猟**登録予定の方のみ提出

※(1)、(4)、(5)の申請書等は以下の HP よりダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/info.html>

3 狩猟期について

令和8年11月15日（日）から令和9年2月15日（月）まで

※シカ・イノシシについては、令和9年3月15日（月）まで

※令和8年度のツキノワグマの狩猟については、令和8年11月15日（日）から令和8年12月14日（月）の期間に限り、兵庫県本州部のうち、円山川・市川より東側区域において銃猟での狩猟禁止の解除を行う予定です。詳細については別途県ホームページにてお知らせします。

4 狩猟者登録 関連費用

（1）狩猟税：次項「5 狩猟税の表」を参照

狩猟税に関する書類について…**管轄県税事務所**にお問い合わせください

※狩猟税の納税確認方法につきましては、各農林(水産)振興事務所へご確認下さい。

（2）狩猟者登録手数料：1, 800円 ※1種類につき

・申請書に収入証紙の貼付もしくは、電子納付にて支払い

※狩猟者登録手数料の電子納付は下記二次元バーコードから行えます。

電子納付番号を申請書に記載の上、提出ください。

【狩猟者登録手数料 電子納付 二次元バーコード】



【電子納付先リンク掲載 兵庫県ホームページ URL】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/info.html>

5 狩猟税

区 分	登録を受ける免許の種類		
	網猟免許 または わな猟免許	第一種 銃猟免許	第二種 銃猟免許
①一般の方	8,200 円	16,500 円	5,500 円
②放鳥獣猟区にのみに係る狩猟登録を受ける方	2,000 円	4,100 円	1,300 円
③②の登録を受けさらに放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける場合	6,100 円	12,300 円	4,100 円
④当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない方で、次のいずれかに該当する方 ア. 控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方 イ. 所得割額の納付を要しない方の控除配偶者又は扶養親族に該当する方 ウ. 所得割額の納付を要する方で、農業・水産業又は林業に従事する方	5,500 円	11,000 円	
⑤低減税率の適用を受ける方が、放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者登録を受ける場合	1,300 円	2,700 円	
⑥⑤の登録を受け、さらに放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける場合	4,100 円	8,200 円	
⑦県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員に係る登録を受ける場合	課税免除	課税免除	課税免除
⑧認定鳥獣捕獲等事業者が県内の区域を対象として、捕獲許可を受けた場合又は県もしくは国の機関から委託を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合において、従事者証の交付を受けた当該事業者の従事者が狩猟者登録を受ける場合	課税免除	課税免除	課税免除
⑨狩猟登録を受ける方が、申請日前1年以内に県内の区域を対象とした許可を受け、又は従事者証の交付を受けて許可捕獲を行っていた場合	4,100 円	8,200 円	2,700 円
⑩狩猟登録を受ける方(低税率の適用を受ける方に限る)が、申請日前1年以内に許可を受け、又は従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行っていた場合	2,700 円	5,500 円	

6 狩猟者登録申請書の提出先

以下の住所地を管轄する農林(水産)振興事務所にご提出ください。

(※提出方法につきましては、必ず各農林(水産)振興事務所にてご確認ください。)

〔神戸市〕

神戸農林振興事務所 森林課
653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5
TEL078-742-8327

〔たつの市・相生市・赤穂市・宍粟市・太子町・
上郡町・佐用町〕

光都農林振興事務所 森林第1課
678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25
TEL0791-58-2197

〔尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・
川西市・三田市・猪名川町〕

阪神農林振興事務所 里山・森林課
669-1531 三田市天神 1-10-14
TEL079-562-1392

〔豊岡市・香美町・新温泉町〕

豊岡農林水産振興事務所 森林課
668-0025 豊岡市幸町 7-11
TEL0796-26-3699

〔明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町〕

加古川農林水産振興事務所 森林課
675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
TEL079-421-9347

〔養父市・朝来市〕

朝来農林振興事務所 森林第2課
669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96
TEL079-672-6882

〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕

加東農林振興事務所 森林課
673-1431 加東市社字西柿 1075-2
TEL0795-42-9424

〔丹波篠山市・丹波市〕

丹波農林振興事務所 森林課
669-3309 丹波市柏原町柏原 688
TEL0795-73-3618

〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕

姫路農林水産振興事務所 森林課
670-0947 姫路市北条 1-98
TEL079-281-9289

〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕

洲本農林水産振興事務所 森林課
656-0021 洲本市塩屋 2-4-5
TEL0799-26-2102

7 狩猟税の減免措置を受ける際に必要な添付書類

(1) 対象鳥獣捕獲員の場合

兵庫県内の市町長が作成した対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の場合

ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

ウ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類

エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し

※必要書類をすべて揃えた状態で、早期のご提出をお願いします。

また、「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書」は、
できる限り9月1日以降に発行されたものでお願いいたします。

なお、複数人で申請される場合、認定証等の書類は各申請者の書類にそれぞれ添付していただくようお願いします。

印刷は明瞭な状態で添付をお願いします。

(3) 許可捕獲者の場合

ア 捕獲許可証の写し又は捕獲従事者証の写し

イ 捕獲等の実績を示す書類

8 その他

- (1) 狩猟者登録証等の物品の送付方法については、住所地を管轄する農林(水産)振興事務所にてご確認下さい。
- (2) 必要書類や書式について不明な場合の連絡先
狩猟税に関する書類について…各管轄県税事務所
登録申請に関する書類について…住所地を管轄する農林(水産)振興事務所
- (3) 住所等、狩猟免状及び登録証の記載事項に変更が生じた際は、必ず変更手続きを行ってください。変更届書は兵庫県 HP よりダウンロードもしくは引っ越し先の住所地を管轄する農林(水産)振興事務所へお問い合わせください。
兵庫県 HP : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/info.html>
- (4) 県内での豚熱 (CSF) 発生に伴い、狩猟をする際、感染確認区域内では防疫措置が必要です。詳細については、県ホームページをご確認ください。
県ホームページ : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk27/butanetu.html>